
日立市地域防災計画

(総 則)

日立市防災会議

日立市地域防災計画 (総則)

目 次

総 則

第 1 節	計画の概要	1
第 1	計画の目的	1
第 2	基本方針	1
第 3	他の計画との関係	1
第 4	計画の修正	1
第 5	計画の構成	2
第 2 節	日立市の概況	4
第 1	自然環境の特性	4
第 2	社会環境の特性	5
第 3 節	日立市の防災体制	8
第 1	市の活動体系	8
第 2	市及び防災関係機関	8

日立市地域防災計画 総 則

第 1 節 計画の概要

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条、及び原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、日立市の地域にかかる風水害、地震災害、原子力災害等について、日立市防災会議が作成する計画であり、市、県、防災関係機関、公共団体、市民及び事業所等が有する全機能を発揮し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧にいたる一連の防災活動並びに警戒宣言発表時における事前措置を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としている。

第 2 基本方針

この計画は、「市民の生命・身体・財産の安全確保」を十分に達成するため、市の各部や各関係機関、事業所、市民が一体となって行う「災害に強いまちづくり」、を基盤とした防災対策を確立し、あらゆる災害による被害を最小限とするための長期的なビジョンのもと、予防、応急、復旧の各計画分野にわたり、体系的・総合的な計画とする。

また、市及び防災行政機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民・事業者それぞれの役割も明示した計画とする。

第 3 他の計画との関係

この計画は、市域にかかわる災害から、市民（来訪者を含む）の生命及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、茨城県地域防災計画及び関係防災機関等が作成する防災業務計画との整合を図るよう定める。

第 4 計画の修正

この計画は、他の地域の災害事例及び災害の防止に関する科学的研究の成果、並びに市において発生した災害の状況及びこれに対して取られた災害応急対策の効果を考えあわせ、毎年検討を加え、必要があると認められたときは、これを市防災会議において修正する。したがって、各機関は関係のある事項について検討し、毎年 3 月末日（緊急を要する事項についてはその都度市防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を市防災会議へ提出しなければならない。

第5 計画の構成

この計画は、近年市域で発生した様々な災害の種類、発生状況を十分考慮した計画の構成を図ることとし、本計画を5つの「編」に区分し、各編それぞれ「予防計画」「応急対策計画」「復旧・復興計画」の章構成で、より具体的な計画を示す。

1 風水害対策計画編

この編は、日立市の災害特性である大雨、台風等から発生する河川氾濫、その影響による土砂崩れ等の「風水害」にかかわる計画を中心に構成している。

また、久慈川等河川に係る「水防計画」などを盛り込み、総合的に「風水害対策計画編」とした。

2 地震災害対策計画編

この編は、平成23年3月11日に起きた「東日本大震災」を受けて、市の対応、同年9月に策定した「日立市震災復興計画」の反映、国・県計画の見直し等を踏まえて、全面的に見直すこととした。

地震災害対応における市の役割、地域や市民の役割を明確にするとともに、迅速かつ的確に復旧・復興するための各種施策を規定している。

東日本大震災では、大規模な津波が発生し、東北地方及び関東地方の沿岸に甚大な被害等をもたらしたことから、「津波対策」については、新たな編を起こすこととし、本編は地震対策に関する計画とした。

3 津波災害対策計画編

この編は、東日本大震災を踏まえて独立した編となった。津波に関する意識啓発、情報伝達体制の確立を示す計画としている。基本的には、「地震災害対策計画編」と併用して使用するものとする。

4 原子力災害対策計画編

この編は、東日本大震災で発生した福島第一原子力発電所事故に伴い、対策の抜本的な見直しが行われている。

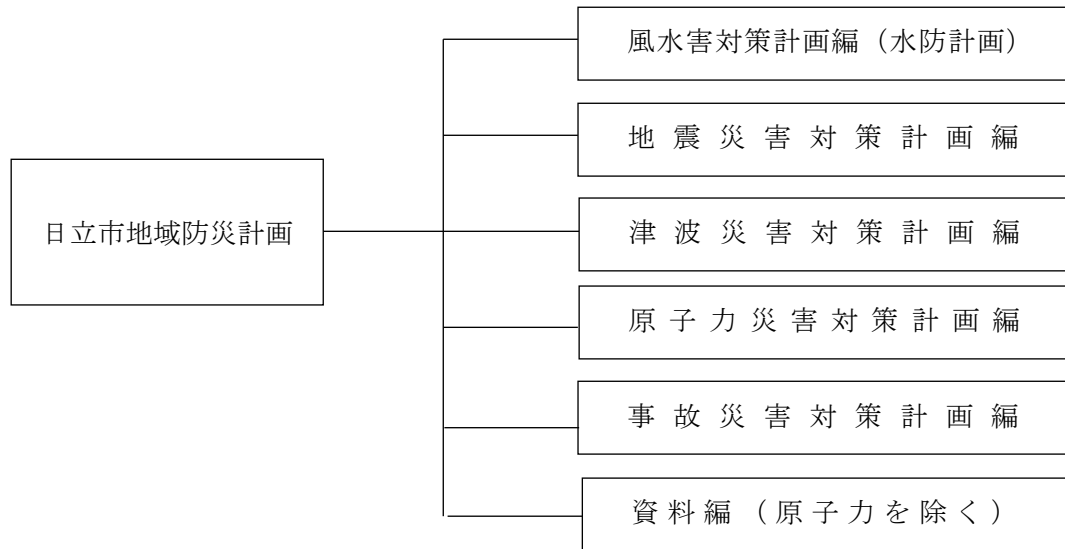
主なものとしては、防災対策を重点的に充実すべき地域の拡大、安定ヨウ素剤の予防的服用、緊急時の対応拠点（オフサイトセンター）のあり方、避難計画の策定などである。

原子力災害対応を行うため、国、県、周辺市町村、原子力関係事業者との連携強化、市民の意識啓発、放射線対策等、市の役割、市民がとるべき役割や行動について規定している。

5 事故災害対策計画編

この編は、平成3年3月及び平成13年2月に市内で発生した「林野火災」ほか、海上、航空、鉄道、道路、危険物、水質事故、かみね動物園に係る猛獣脱出等様々な事故災害が発生するおそれがあることから、それらを「事故災害対策計画」としてまとめた。

【計画の構成】



第 2 節 日立市の概況

第 1 自然環境の特性

1 地形

日立市は、関東平野の東にある茨城県の北東部に位置し、太平洋に面しては約 28 km の海岸線を有している。市域の地形は、多賀山地、常磐海岸地帯、久慈川下流低地、里川の谷に大別され、海岸線より西に 7 km のところに神峰山（598m）、高鈴山（624m）を主峰とする多賀山地が北から南に延びている。市内の約 3 分の 2 は山地が占めている。

多賀山地の分水界は西に偏り、東側は傾斜をなしている。その多くの谷は必縦谷をなしている。西は久慈川支流の里川に臨み、旧中里地区がある。

海岸線は、鵜の岬がある伊師浜地区から久慈川河口まで海蝕崖と砂浜からなる地形で、その間に川尻、日高、会瀬、河原子、水木及び久慈の各漁港等があり、南端には国の重要港湾指定の茨城港日立港区がある。海岸線にはほぼ直角に多賀山地の東斜面を北から十王川、東連津川、宮田川、鮎川、桜川等が流れ、また西斜面からは茂宮川、里川が流れ、里川は八溝山を源とする久慈川に合流している。

2 位置と面積

日立市は、関東平野の東にある茨城県の北東部に位置し、南北 25.9km、東西 17.9km、面積 225.74km² で、西は阿武隈山脈に連なり、東は太平洋に臨み、北は高萩市に、南は東海村に面している。

3 地質

日立市の地質は、地形区分と同じく多賀山地、海岸地方及び久慈川流域の三つに大別することができる。多賀山地は、古成層の火成岩類やその変質した変成岩類によって構成され、花崗閃緑岩、角閃片麻岩、黒雲母片麻岩、黒色粘板岩、結晶質石灰（大理石）等によりできている。海岸地帯は、多賀層郡（第三紀層）と呼ばれる青緑色の凝灰岩質泥岩を基盤岩として分布しており、その上に赤褐色の関東ローム層と礫、砂などの段丘堆積物（第四紀層）が 2～4m の厚さで堆積している。久慈川流域の低湿地は、沖積層の砂泥で水田耕作地となっている。

4 気候

日立市は、表日本気候型の関東気候区に属する気候の特徴を示し、冬期は乾燥した晴天が続き、また梅雨秋りん期に雨量が多く、降水量はこの時期が 170mm～200mm で最も多くなっている。

（平成 28 年 12 月 31 日現在）

年平均降水量	年平均気温	最低・最高気温極値	
		最低	最高
約 1,400mm	約 14.1℃	-7.5℃（1955 年 2 月）	38.5℃（1997 年 7 月）

第2 社会環境の特性

1 概要

日立市は、高度経済成長による急激な市街化の進展、人口増大に伴っての都市基盤施設の整備が急務であった時代を経て、成長型都市から成熟型都市へと転換してきている。このような中、産業経済の変化、財政環境の悪化といった大きな環境変化が生じてきており、どのようにして都市としての活力を維持していくかが大きな課題となっている。

また、少子・高齢化や情報化、価値観の多様化などが急速に進展し、行政サービスに対するニーズは複雑、多様化しており、これらに対応していくためには、行政のみならず、市民や企業、環境・文化・芸術・教育など様々な分野で活動する営利を目的としない民間組織（NPO）など、多様な主体の参加のもと、連携と協働によるまちづくりを進めていく必要がある。

このため、21 世紀に足を踏み出している現在、科学技術の発展や情報化の更なる進展、地球規模での環境問題への対策強化等様々な行政課題に対処していくこととなる。

こうした日立市の社会・経済的構造の変化と災害の関連をみると、災害の態様もそれらの変化に対応して、複雑・多様化の傾向を示しており、従来考えられていた自然環境から起こる災害から、地域社会の構造的変化とともに次第に「人為的・社会的」要因を多分に含んだ災害へと変化している。

2 人口動態

本市の人口は、昭和 49 年に 20 万人に達し、昭和 58 年をピークに、以後周辺市町村における住宅団地供給や基幹産業の構造変化等の影響から、平成 27 年国勢調査によれば 185,000 人程度に減少している。

また、人口構成では、この 30 年間で年少人口（0 歳～14 歳）の割合は約半分に減少し、逆に老年人口（65 歳以上）の割合は約 3 倍に増加しており、急激に少子・高齢化が進行している状況にある。

地域別では、十王地区を除く地域で人口減少が続き、中心部の空洞化などの問題が生じている。また、中部、南部地区の人口は停滞傾向にあり、日高、豊浦地区が微増となっている。

3 産業の現状

(1) 工業

経済成長率の低下、既存産業の成熟化、産業構造のサービス化、グローバル化の進展に加え、コンピュータと通信を主軸とした「IT 革命」と言われる技術革新の波など、経済社会の変化により、市内の中小企業は厳しい経営環境が続いている。

こういった中、日立市特有のものづくり技術や産業の集積を活かしながら、環境の変化に柔軟に対応した工業振興施策の推進、IT を活かした情報・技術ネットワーク化の推進、新産業の創造とベンチャー型企業の育成を推進する。

また、若年層の就業意識の変化、女性・高齢就業者の増加が進む中で、中小企業における労働力の確保、定着、技術の伝承を図るため、人材の育成と労働福祉の充実を図ることが課題となっている。

(2) 商業・流通

商業においては、中心市街地をはじめ、各地域の商店街の活性化と集客のための工夫が課題となっている。

そのため、国、県の施策を取り入れながら、商店街の商業機能・交流機能活性化、総合的な環境整備、関係機関の組織強化及び人材の育成などが必要となっている。

(3) 農林・水産業

日立市の農林業の経営規模が零細の上、産地間競争の激化、担い手不足などから遊休農地の増加や山林の荒廃が進んでいる。このため、地域農林業の活性化、環境保全等の公益機能の維持、農山村地域ごとの交流事業を推進し、農地や山地の維持対策を図ることが必要となっている。

また、水産業では、沿岸回遊魚を対象とした漁船漁業による地元漁港の漁獲量が減少する傾向にあり、経営主体数や従事者、漁船数の減少なども深刻化している。このため、漁業協同組合の経営基盤強化、魅力ある就業の場づくり、漁業労働力の確保、教育普及活動の推進などが必要となっている。

4 交通環境等の現状

(1) 鉄道

JR常磐線により、市内から都市部までわずか90分で結ばれている。市内には日立駅をはじめ、常陸多賀駅、大甕駅、小木津駅、十王駅の5駅があり、市内は勿論のこと、他市町村への通勤、通学の拠点となっている。

(2) 道路

モーターレーゼーションの進展などを背景に、自動車交通が大幅に増えているため、交通渋滞の増幅、公共交通の利用離れ、二酸化炭素増加による環境負荷の増大が問題となっている。このため、一般国道6号日立バイパスと山側道路をはじめとした広域圏の道路ネットワークを整備し、公共交通と他の交通手段を複合化した対応を図ることが必要となっている。

また、急激な自動車社会の進展から騒音や安全面など、市民生活環境に様々な影響が生じている側面があるため、地域に密着した、人にやさしい安心な生活道路の整備を計画的に進めていく必要がある。特に、歩道については、身体障害者や高齢者などにとって自由かつ安全で快適な空間を整備していく必要がある。

(3) 港湾

日立港は、北関東地域の物流拠点として着実に発展を続けてきたが、首都圏の港湾の中で、更なる発展を遂げ、確固たる地位を確立するため、平成20年12月に常陸那珂港と大洗港とともに「茨城港」として統合され、「茨城港日立港区」となった。

平成22年度の取扱貨物量は596万トンに達しているが、後背用地の狭隘化や係留施設の不足等の課題があり、その解決に向けた輸出拠点としての能力強化が求められている。

5 生活環境

社会経済情勢の変化や情報化の進展などにより、人々の価値観は量よりも質の豊かさを、物の豊かさよりも心の豊かさを重視する方向へと変化してきている。

また、IT化が進む今日、ITは現在の生活には欠かせない環境の一部となり、国内にとどまらず海外とのネットワークが当たり前の生活環境となっている。

このような状況を反映して、想像しがたい犯罪やテロ行為などが世界で問題視されている現況を踏まえ、行政・企業・市民が一体となり安全かつ豊かな街づくりを進めようと励んでいる。

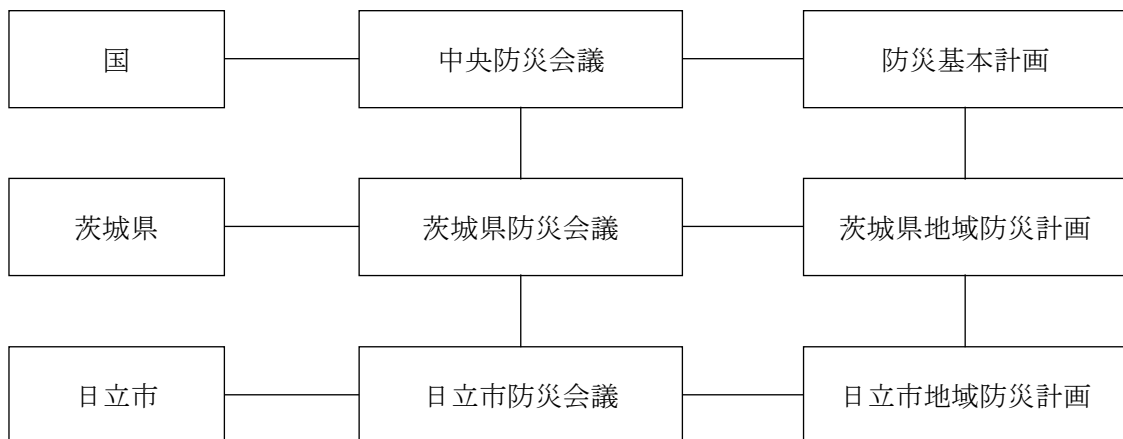
本市では、様々な角度から社会情勢の動向を鑑み、より良い街づくりは勿論のこと、意識の向上を図るべく、市全体が一丸となってあらゆる環境に対応していくこととしている。

第 3 節 日立市の防災体制

第 1 市の活動体系

市は、日立市地域防災計画を作成し、それに基づき、県及び防災関係機関との協力体制を図るものとする。

災害対策基本法によって、定められている国、県及び市の防災会議と防災計画の体系を以下に示す。



1 市防災会議

市は、災害対策基本法第 16 条に基づき、日立市防災会議を置き、地域防災計画の作成及びその実施の推進を行う。

防災会議は、市長を会長とし、指定地方行政機関の職員、県の職員ほか、会長から任命された委員及び専門委員をもって組織する。

2 関連する市の防災組織

- (1) 市災害対策本部
- (2) 市水防本部

第 2 市及び防災関係機関

市の各種災害防止に関し、以下の機関でその事務・業務を処理するものとする。

なお、関係機関名称、処理すべき事務または業務については、日立市地域防災計画各編において示すこととする。

- 1 日立市
- 2 茨城県
- 3 指定地方行政機関
- 4 自衛隊
- 5 指定公共機関
- 6 指定地方公共機関
- 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者